平成２２年（フ）第５５号
熊本県八代市古閑下町1761番地12
破産者　髙山　義光
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１３１号
熊本県八代市平山新町2673番地２
破産者　高田　政行
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１８６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字上ノ上213番地１　上ノ上住宅７号棟５号室、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字上村南乙2329番地
破産者　増子栄美子（旧姓村越）
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１８１３号
埼玉県熊谷市石原1502番地88　山添信方、旧住所埼玉県鴻巣市大間１丁目４番23号
破産者　山端　　力
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１４号
埼玉県熊谷市石原1502番地88　山添信方、旧住所埼玉県鴻巣市大間１丁目４番23号
破産者　山端　光子
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５２号
大阪府豊中市服部西町１丁目２番18号
破産者　廣野　　健
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３１号
大阪府豊中市夕日丘３―13―14、開始決定時の住所大阪府豊中市大島町１丁目14番10号
破産者　山並工務店こと　山並昭十三
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８５号
大阪府東大阪市長堂１丁目10番20―511号
破産者　嘉本　光弘
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２７６号
大阪市北区天神橋２丁目４番23号ハイツいちまつ202号室、開始決定時の住所大阪市北区同心２丁目１番13―910号
破産者　津島　啓護
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９７８号
大阪府寝屋川市国松町14番１―610号
破産者　辻　　寿幸
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２６号
大阪市東淀川区豊新３―２―27　パークサイド三木第２―407号、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄２丁目14番13号
破産者　木本金型製作所こと　木本　　徹
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４４９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番17―501号
破産者　青木　伸夫
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６２号
大阪府豊中市北桜塚３丁目１番45―301号
破産者　山田　雅敏
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８号
岡山県勝田郡勝央町豊久田84番地
破産者　松井十九男
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７号
大分県佐伯市大字長良1574番地11　コーポハーモニーⅠ―101号
破産者　染矢　弘文
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第２３６号
山形県米沢市本町１丁目４番11号
破産者　遠藤　壽洋
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４５号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン11棟201号
破産者　狩野　正信
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部